

大和市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年3月26日策定

令和5年3月28日改正

令和8年3月25日改正

大和市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として、明確に位置づけられた。

大和市は神奈川県ほぼ中央に位置し、交通の便に恵まれた都市近郊地域であり、平地での野菜等を中心とした畑作と東側を流れる境川沿いでは稲作が行われており、それら地域の特性等に配慮した取り組みを推進することが求められている。

また、農業従事者の高齢化等により、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、意欲ある担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員が担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、大和市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、基盤法第5条第1項に規定する神奈川県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び基盤法第6条第1項に規定する大和市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、概ね3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
当初 (令和6年3月)	177ha	0.87ha	0.49%
現状 (令和8年3月)	175ha	0.80ha	0.46%
3年後の目標 (令和11年3月)	172ha	0.70ha	0.41%
最終目標 (令和16年3月)	167ha	0.52ha	0.31%

※「管内農地面積」は作物統計調査における耕地面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 違反転用の発生防止等について

違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず日常的に実施する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地の利用集積目標

	管内農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
当初 (令和6年3月)	177ha	38.1ha	21.5%
現状 (令和8年3月)	175ha	38.7ha	22.1%
3年後の目標 (令和11年3月)	172ha	39.8ha	23.1%
最終目標 (令和16年3月)	167ha	41.7ha	25.0%

※「管内農地面積」は作物統計調査における耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の見直しについて

担い手と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の見直しに市と連携して取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は市、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業を活用するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

各地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と農地中間管理機構による権利の再設定を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
当 初 （令和 6 年 3 月）	4 人 （1.1ha）	3 法人 （2.5ha）
現 状 （令和 8 年 3 月）	8 人 （1.9ha）	5 法人 （4.7ha）
3 年後の目標 （令和 11 年 3 月）	14 人 （3.1ha）	8 法人 （7.9ha）
最終目標 （令和 16 年 3 月）	24 人 （5.0ha）	13 法人 （13.3ha）

※ 「新規参入者数」及び「新規参入者取得面積」は令和元年度以降の集計値

※ 親元就農者は「新規参入者数」及び「新規参入者取得面積」に含めない

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県、市、農業協同組合等関係機関と連携し、新規参入相談の実施や農地のあっせんを行う。

② 企業参入の推進について

企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力